

墨田区がん患者等アピランスケア費用助成事業 Q & A

Q 1 助成を受けることができる回数は何回までですか？また、1回は何個までの対象品を申請できますか？

A 1 申請は対象者1人につき2回までです。購入個数の制限はありませんので、申請の期限内にまとめて提出してください。また、令和8年3月31日までに1回目の申請をされた方は、あと1回申請が可能です。

Q 2 制度拡充前(令和8年3月31日まで)に1回目の助成を受けた場合、2回目の助成上限額はいくらになりますか？

A 2 10万円が上限額となります。

Q 3 申請の期限はいつまでですか？

A 3 助成対象品を購入またはレンタルして支払が生じた日(領収書に記載された日)の翌日から1年以内とします。購入日等が異なる複数の領収書がある場合は、1年を過ぎたものは申請できませんのでご注意ください。

Q 4 申請に必要な書類はどこでもらえますか？

A 4 すみだ保健子育て総合センター2階の健康推進課、または区のホームページからダウンロードできます。

Q 5 治療を受けた(外傷を負った)のは数年前ですが、助成対象になりますか？

A 5 申請日時点で治療が継続していない場合でも、治療を証明する書類又は外見の変化を証明する書類のご用意が可能であれば、助成対象となります。助成対象商品を購入またはレンタルして支払が生じた日(領収書に記載された日)から1年以内にご申請ください。

Q 6 治療を証明する書類とは、どのようなものですか？

A 6 抗がん剤治療の脱毛や乳房の切除術等により補正具を必要とする方：がんの治療を証明する書類(診断書・治療方針計画書・抗がん剤治療の日のお薬手帳等)

がん以外の疾病や外傷による脱毛で補正具を必要とする方：脱毛の原因となる疾病や外傷がわかる書類(診断書・治療方針計画書等)又は医師意見書(墨田区がん患者等アピランスケア費用助成に関する医師意見書(第2号様式))

治療を証明する書類がご不明な場合は、お手数ですが担当までお問い合わせください。

Q 7 助成金申請のために新たに診断書や医師意見書を作成した場合、作成にかかった料金は申請の対象になりますか？

A 7 本助成金の申請の対象外です。

Q 8 申請する助成金額は消費税を含みますか？また、送料、手数料は対象になりますか？

A 8 申請金額には消費税を含みます。本体 10,000 円 + 消費税 10% で、代金 11,000 円を払った場合、11,000 円を申請できます。ただし、購入にかかった送料や手数料は対象になりません。助成対象品本体の経費（消費税を含む）のみです。


Q 9 領収書等に必要な記載内容は何ですか？

A 9 下記の例を参考にしてください。

品名と金額・個数など購入内容がわかることが必要です。購入明細書等は領収書の代わりにはなりませんので、ご注意ください。

【要件を満たした領収書 例】

宛名(申請者のフルネーム) 購入日 購入金額 内訳(品名・金額・個数)
領収者の名称及び住所

領 収 書	令和 年 月 日
墨田 はな子 様	
¥ 110,000	(消費税を含む)
但し、ウィッグ @100,000 × 1 個 = 100,000 (税抜き) 上記代金として領収いたしました。	
区 1-10	
(株) ショップ 店長	

Q 1 0 インターネットにて商品を購入しましたが、インターネット上で発行された領収書でも対象となりますか？

A 1 0 A 9 の記載内容を満たした内容のものであれば、対象となります。